

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

規 則

- 規則第2号 宇治市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
.....（公園緑地課）…2

告 示

- 告示第32号 議決予算の公表.....（財務課）…2

教 育 委 員 会

- 告示第3号 教育委員会の招集.....6

監 査 委 員

- 公表第2号 行政監査の結果の報告6
○公表第3号 定期監査の結果の報告10

農 業 委 員 会

- 公告第2号 農業委員会定例総会の招集.....11

公 営 企 業

- 公告第7号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定11

規 則

宇治市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年2月25日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第2号

宇治市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
宇治市都市公園条例施行規則（昭和40年宇治市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中第6号を第7号とし、第4号及び第5号を1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 黄檗公園体育館コミュニティアリーナスポット空調設備別表中

公園体育館オリエンテーション室空調設備	1時間	180円	
---------------------	-----	------	--

黄檗公園体育館コミュニティアリーナスポット空調設備	1台 1時間	250円	
公園体育館オリエンテーション室空調設備	1時間	180円	

改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市都市公園条例施行規則の規定は、令和2年4月

1日以後の使用に係る使用料について適用する。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第32号

議決予算の公表について

令和元年12月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和2年3月6日

宇治市長 山本 正

令和元年度宇治市一般会計補正予算（第4号）

令和元年度宇治市の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ860,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,822,538千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16. 国 庫 支 出 金		11,999,265	245,650	12,244,915
	1. 国 庫 負 担 金	10,113,429	50,000	10,163,429
	2. 国 庫 補 助 金	1,830,698	195,650	2,026,348
17. 府 支 出 金		5,016,681	25,000	5,041,681
	1. 府 負 担 金	3,289,940	25,000	3,314,940
21. 繰 越 金		45,289	25,950	71,239
	1. 繰 越 金	45,289	25,950	71,239
23. 市 債		4,632,400	563,900	5,196,300
	1. 市 債	4,632,400	563,900	5,196,300
歳 入 合 計		62,962,038	860,500	63,822,538

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3. 民 生 費		28,644,700	100,000	28,744,700
	2. 児 童 福 祉 費	10,951,672	100,000	11,051,672
8. 土 木 費		5,996,991	732,800	6,729,791
	4. 都 市 計 画 費	2,977,593	732,800	3,710,393
10. 教 育 費		5,497,438	27,700	5,525,138
	5. 社 会 教 育 費	924,526	27,700	952,226
歳 出 合 計		62,962,038	860,500	63,822,538

第 2 表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
8. 土木費	4. 都市計画費	(仮) お茶と宇治のまち歴史公園交流ゾーン整備事業	732,800

第 3 表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
オリンピック・パラリンピック関連業務委託事業	自 令和 元年度 至 令和 2年度	16,000
大久保青少年センター整備事業	自 令和 元年度 至 令和 2年度	12,000

第 4 表 地方債補正

1. 変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前					補 正 後				
	限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額		起債の方法	利率	償還の方法
お茶と宇治のまち歴史公園交流ゾーン整備事業債	12,900	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証書借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。	563,900	補正前による	補正前による	補正前による	補正前による

お茶と宇治のまち歴史公園史跡ゾーン整備事業債	24,200	同上	同上	同上	同上	37,100	同上	同上	同上	同上
------------------------	--------	----	----	----	----	--------	----	----	----	----

令和元年度宇治市一般会計補正予算（第5号）

令和元年度宇治市の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ112,251千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,934,789千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
21.繰越金		71,239	112,251	183,490
	1.繰越金	71,239	112,251	183,490
歳入合計		63,822,538	112,251	63,934,789

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1.議会費		450,076	△5,275	444,801
	1.議会費	450,076	△5,275	444,801
2.総務費		6,485,024	184,107	6,669,131
	1.総務管理費	5,120,871	201,440	5,322,311
	2.徴税費	793,026	△8,794	784,232
	3.戸籍住民基本台帳費	314,460	△8,719	305,741
	4.選挙費	176,105	△892	175,213
	5.統計調査費	31,648	665	32,313
	6.監査委員費	48,914	407	49,321
3.民生費		28,744,700	△35,307	28,709,393
	1.社会福祉費	12,407,815	△14,575	12,393,240
	2.児童福祉費	11,051,672	△19,722	11,031,950
	3.生活保護費	5,278,813	△1,010	5,277,803
4.衛生費		4,547,229	△21,919	4,525,310
	1.保健衛生費	1,817,935	△6,061	1,811,874
	2.清掃費	2,729,294	△15,858	2,713,436
5.労働費		44,247	△3,723	40,524
	1.労働諸費	44,247	△3,723	40,524
6.農林水産業費		285,057	△9,136	275,921

	1. 農 業 費	199,665	△9,659	190,006
	2. 林 業 費	84,104	523	84,627
7. 商 工 費		2,269,115	23,336	2,292,451
	1. 商 工 費	2,269,115	23,336	2,292,451
8. 土 木 費		6,729,791	△14,456	6,715,335
	1. 土 木 管 理 費	617,549	△21,215	596,334
	2. 道 路 橋 梁 費	1,513,090	△10,108	1,502,982
	3. 河 川 費	389,992	12,736	402,728
	4. 都 市 計 画 費	3,710,393	△13,041	3,697,352
	5. 住 宅 費	498,767	17,172	515,939
9. 消 防 費		2,130,655	21,595	2,152,250
	1. 消 防 費	2,130,655	21,595	2,152,250
10. 教 育 費		5,525,138	△26,389	5,498,749
	1. 教 育 総 務 費	886,679	△4,804	881,875
	2. 小 学 校 費	2,047,429	△6,336	2,041,093
	3. 中 学 校 費	884,267	△2,651	881,616
	4. 幼 稚 園 費	754,537	△6,055	748,482
	5. 社 会 教 育 費	952,226	△6,543	945,683
11. 災 害 復 旧 費		63,146	△582	62,564
	2. 公共土木施設災害復旧費	57,146	△582	56,564
歳 出 合 計		63,822,538	112,251	63,934,789

令和元年度宇治市国民健康保険事業特別会計

補正予算（第1号）

令和元年度宇治市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135,000千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,850,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
4. 府 支 出 金		13,437,847	135,000	13,572,847
	1. 府 補 助 金	13,437,847	135,000	13,572,847
歳 入 合 計		18,715,000	135,000	18,850,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2. 保 険 給 付 費		13,334,515	135,000	13,469,515
	2. 高 額 療 養 費	1,567,310	135,000	1,702,310
歳 出 合 計		18,715,000	135,000	18,850,000

令和元年度宇治市公共下水道事業会計

補正予算（第1号）

(総則)

第1条 令和元年度宇治市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条中、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業収益	5,481,074 千円	12,230 千円	5,493,304 千円
第2項 営業外収益	2,521,704 千円	12,230 千円	2,533,934 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業費用	5,376,257 千円	12,230 千円	5,388,487 千円
第1項 営業費用	4,619,272 千円	12,230 千円	4,631,502 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条中、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書きを次のとおり改める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,557,240千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額248,317千円、過年度分損益勘定留保資金122,429千円及び当年度分損益勘定留保資金1,186,494千円で補てんするものとする。）。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	5,202,157 千円	△6,305 千円	5,195,852 千円
第3項 他会計出資金	569,818 千円	△6,305 千円	563,513 千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	6,759,397 千円	△6,305 千円	6,753,092 千円
第1項 建設改良費	4,559,569 千円	△6,305 千円	4,553,264 千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第4条 予算第9条中、「365,247千円」を「371,172千円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 予算第10条中、「1,063,629千円」を「1,075,859千円」に改める。

教 育 委 員 会

宇治市教育委員会告示第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和2年2月27日

宇治市教育委員会

教育長 岸本 文子

開会日時 令和2年2月28日 午前8時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
 - 2 会期について
 - 3 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を幼稚園等の休日とする規則を廃止する規則を制定するについて
 - 4 宇治市立幼稚園就園指導委員会設置要綱の一部を改正する要綱を制定するについて
 - 5 宇治市私立幼稚園就園助成費補助金交付要綱を廃止する要綱を制定するについて
 - 6 宇治市就学指導委員会規則の一部を改正する規則を制定するについて
 - 7 令和2年度宇治市教育の重点を策定するについて
 - 8 令和2年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について（議会からの意見聴取）
 - 9 令和2年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について
 - 10 教職員を任免するについて

(揭示済)

監 査 委 員

宇治市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和2年2月21日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

令 和 元 年 度

行政監査結果報告書

「ホームページの管理・運営について」

宇 治 市 監 査 委 員

目 次

第1 監査の概要	
1 監査の種類	1
2 監査のテーマ及び選定理由	1
(1) 監査のテーマ	
(2) 選定理由	
3 監査の対象	1
4 監査の実施期間	1
5 監査の実施方法	1
6 監査の主な着眼点	1
第2 ホームページの概要	
1 運用及び管理状況	2
(1) 開設年月日等の経緯	
(2) コンテンツ数	
(3) 過去3年間のホームページへのアクセス数	
(4) サイバー攻撃を受けた件数	
(5) セキュリティ内容	
第3 監査の結果	
1 書面による概要調査の結果	3
(1) コンテンツの有無について	
(2) ホームページの管理について	
(3) コンテンツ制作の状況について	
(4) 市民の反応について	
2 閲覧調査の結果	6
(1) 閲覧調査の着眼点	
(2) 閲覧調査結果	
第4 監査委員の意見	8

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 監査のテーマ及び選定理由

(1) 監査のテーマ

ホームページの管理・運営について

(2) 選定理由

インターネットの普及により、市のホームページは市民をはじめ国の内外に情報発信するうえで、欠くことのできない媒体であると同時に、市民にとっては市の情報を容易に入手することができる情報源となっている。

このため、市のホームページが市民にとって使いやすく、分かりやすいものになっているか、適切に更新等が行われているか等の観点から検証することによって、今後の市民サービスの向上に資するべく行政監査を行うものである。

3 監査の対象

市ホームページ内「組織紹介」（「各課の窓口」）に掲載の所属等

4 監査の実施期間

令和元年6月から令和2年1月まで

5 監査の実施方法

書面による概要調査を実施するとともに、事務局職員によるホームページの閲覧調査を実施した。また、必要に応じて関係課等に聞き取り調査、監査委員監査を実施した。

6 監査の主な着眼点

- (1) 適切にホームページの更新が行われているか
- (2) ホームページのチェック体制が整備されているか
- (3) 誰にでも使いやすく、分かりやすいホームページになっているか

- 1 -

第2 ホームページの概要

1 運用及び管理状況

(1) 開設年月日等の経緯

市ホームページは平成11年4月20日に開設され、現行のコンテンツ管理システム（以下「CMS」という。）は、アクセシビリティやユーザビリティの向上を目的として、平成22年3月25日に導入された。

なお、現行のCMSは宇治市公式ホームページリニューアル事業により令和2年2月に新しいCMSに切り替えられる予定となっている。

(2) コンテンツ数

6,318 コンテンツ（令和元年6月5日時点）

(3) 過去3年間のホームページへのアクセス数

平成30年度 4,619,149件

平成29年度 4,162,223件

平成28年度 3,991,921件

(4) サイバー攻撃を受けた件数（平成30年度）

DDoS攻撃件数 653件

※DDoS攻撃とは、サーバーに大量アクセスすることにより、過度に負荷を与えるものである。

WAFブロック件数 260,788件

※WAFとは、外部ファイアウォールを通過してきた通信に対して、アプリケーションの脆弱性を突いた攻撃を検知し、防御するものである。

(5) セキュリティ内容

- ・基本セキュリティサービス（ファイアウォール、DDoS対策、WAF、リバースプロキシ）
- ・セキュリティ監視・分析サービス（SIEM・フォレンジック、web改ざん検知、セキュリティ監視運用）
- ・ウイルス対策ソフト
- ・ユーザー認証（ID、パスワード）

- 2 -

第3 監査の結果

1 書面による概要調査の結果

令和元年6月に監査対象である90所属から調査票を徴取することにより概要調査を行った。

(1) コンテンツの有無について

90所属のうち、8所属(8.9%)が無いと回答しており、その理由として、一般の閲覧者に対して周知すべき情報が無い、主管部局でコンテンツを作成しているため、等が挙げられていた。

(2) ホームページの管理について（コンテンツがある82所属が回答）

ア ホームページの管理・運営について所属独自のマニュアル等があるか
ある・・・4所属(4.9%)
ない・・・78所属(95.1%)

イ ホームページを管理する担当者を決めているか
決めている・・・43所属(52.4%)
決めていない・・・39所属(47.6%)

ウ 定期的に所属のホームページの点検を行っているか
行っている・・・53所属(64.6%)
行っていない・・・29所属(35.4%)

エ 点検を行っている場合、その頻度はどうか
週に1回以上・・・1所属(1.9%)
月に1回以上・・・16所属(30.2%)
半年に1回以上・・・15所属(28.3%)
年に1回以上・・・21所属(39.6%)

オ 点検のチェックポイントは何か（複数回答）
情報の新旧・・・32所属(60.4%)
情報の内容・・・27所属(50.9%)
リンク切れの有無・・・17所属(32.1%)
見やすさ・分かりやすさ・・・5所属(9.4%)

- 3 -

(4) 市民の反応について

ア 市民からホームページについて要望（苦情）等を聞いたことがあるか
はい・・・13所属(15.9%)
いいえ・・・69所属(84.1%)

イ ある場合のその内容

- ・必要な情報の掲載場所が分かりにくい
- ・トップページからコンテンツを探しにくい
- ・証明申請時の添付書類について、詳細な案内を掲載してほしい
- ・文字が多くて要点が分かりにくい
- ・PDFがダウンロードできない、PDFが文字化けしている
- ・削除したと思っていたデータがインターネット上に残っていた
- ・様式をダウンロードできるか
- ・スマートフォンでは画像が小さくて見にくい

(5) SNSの活用状況について

ア 所属の情報発信にSNSを活用しているか
はい・・・22所属(26.8%)
検討中・・・5所属(6.1%)
いいえ・・・55所属(67.1%)

(6) ホームページの課題について

ア 所属のホームページに解決・検討すべき課題はあるか
ある・・・23所属(28.0%)
ない・・・59所属(72.0%)

イ ある場合のその内容（複数回答）

- ・目的のコンテンツが探しにくい(10所属)
- ・市民ニーズへの対応と内容の充実(10所属)
- ・情報が古い(3所属)
- ・トップページの改良(3所属)
- ・コンテンツ制作の研修・知識の不足(5所属)

- 5 -

(3) コンテンツ制作の状況について

ア コンテンツ制作を担当する職員は何人か
1人・・・18所属(22.0%)
2人・・・17所属(20.7%)
3～5人・・・19所属(23.2%)
6～10人・・・21所属(25.6%)
11人以上・・・7所属(8.5%)

イ コンテンツ制作に際し、所属内で打ち合わせを行っているか
はい・・・56所属(68.3%)
いいえ・・・26所属(31.7%)

ウ コンテンツ制作時のチェックリストを活用しているか
はい・・・24所属(29.3%)
いいえ・・・58所属(70.7%)

エ コンテンツの内容について決裁処理をしているか
はい・・・77所属(93.9%)
いいえ・・・5所属(6.1%)

オ コンテンツの公開承認は所属長が行っているか
はい・・・75所属(91.5%)
いいえ・・・7所属(8.5%)

カ ウェブアクセシビリティを意識してコンテンツ制作をしているか
はい・・・52所属(63.4%)
いいえ・・・14所属(17.1%)
分からない・・・16所属(19.5%)

キ コンテンツ制作に関する研修は十分と思うか
はい・・・16所属(19.5%)
いいえ・・・28所属(34.1%)
分からない・・・38所属(46.3%)

- 4 -

2 閲覧調査の結果

(1) 閲覧調査の着眼点

ア 古い情報が残っていないか
イ リンク切れ等の不具合がないか
ウ 古い元号の様式が添付されていないか
エ 誤字、脱字等はないか
オ 内容に過不足や不備がないか
カ 申請・届け出等の様式にダウンロードできるか
キ コンテンツタイトルや見出しは分かりやすいか
ク 画像・イラストに代替テキストがあるか
ケ 文字間に不要なスペースがないか
コ 表中に結合されたセルがないか

※ ク～コについては、宇治市公式ホームページリニューアル事業において受託事業者により、ウェブアクセシビリティの改善作業が行われる旨、担当課から説明があったため調査は行わないこととした。

(2) 閲覧調査結果

令和元年9月に本市ホームページで公開中のコンテンツ及び各所属で独自に制作されているホームページを対象に閲覧調査を行った。

閲覧調査は、原則としてホームページのトップページの組織紹介（各課の窓口）から各所属に入り、着眼点をもとにその所属の各コンテンツを閲覧する手順で行った。

なお、各コンテンツの分類（サイトマップ上でのコンテンツの配置場所）が適切かどうかについては検証していない。

ア 古い情報が残っていないか

該当するものは186件あった。なお、10年以上前に策定された計画が古い情報ではないかとの指摘に対し、現在も有効な計画であるとして所属から回答があったもの、内規で何年分を掲載するかを決めているとの回答があったもの等については、件数から除いている。

- 6 -

イ リンク切れ等の不具合がないか

該当するものは86件あった。リンク切れ、リンク先誤りのほか、リンク先のホームページアドレスが変更され、アドレス変更を告知するページに移動後に、新しいホームページに移動するものも対象としている。また、省庁のホームページでリンク先は消滅していないが、検索を行った結果、最新のコンテンツが存在することが判明した場合も対象としている。

ウ 古い元号の様式が添付されていないか

該当するものは211件あった。古い元号の様式を新しい元号の様式に変更できない理由として、他の行政機関が定め、そこから提供されている様式であること、様式の作成に経費がかかること等があったが、理由に関わらず含めている。

エ 誤字、脱字等はないか

該当するものは72件あった。今回は誤字、脱字、余分な文字・記号の挿入、スペース誤り等のみを指摘している。用字・用語や文体等については指摘していない。

オ 内容に過不足や不備がないか

該当するものは30件あった。説明が無いもの、同一所属内の他のコンテンツと比較して、説明が極端に少ないもの、添付ファイルの内容とコンテンツの本文に齟齬があるもの等があった。

カ 申請・届け出等の様式はダウンロードできるか

該当するものは34件あった。コンテンツの様式を添付できない理由としては、他の行政機関が定めた様式であり、その行政機関が公開していない等があったが、理由に関わらず含めている。

キ コンテンツタイトルや見出しは分かりやすいか

該当するものは33件あった。コンテンツタイトルや見出しとコンテンツの内容が異なるもの、所属名、係名をコンテンツタイトルにしたもの、コンテンツタイトルから内容を想起できないもの等があった。

- 7 -

日本産業規格において、ウェブアクセシビリティについては、JIS X 8341-3「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」（以下「JIS規格」という。）として定められている。

このような背景から、平成29年度には総務省により「国及び地方公共団体公式ホームページのJIS規格対応状況調査」がチェックツールを用いて行われたが、その結果、本市のホームページは、JIS規格の適合レベルA及びAAに問題のあるページの割合が低い上位100団体の一つとして公表されている。

このことから、市ホームページのウェブアクセシビリティについては、一定のレベルにあるものと推測され、また、この度、本市ではJIS規格に完全適合することなどを目的として、市ホームページのリニューアル事業に取組み、その中でウェブアクセシビリティについては、事業の受託者において各コンテンツの改善が図られる予定であることから、ウェブアクセシビリティに関する閲覧調査は行わないこととした。

しかしながら、本市のホームページの各コンテンツの画像においては、概ね代替テキストが添付されており、また、セルの結合された表が掲載されているなど、現行のCMSにおいて、コンテンツ制作時にウェブアクセシビリティに関する警告が表示されていたと考えられるコンテンツが警告を無視した状態で公開されていることは非常に残念である。

こうした状況を改善するためには、コンテンツ制作に関わる職員に対し、ウェブアクセシビリティに関する研修を十分に行うことが必要であり、コンテンツ制作者においては、総務省のホームページで「障害者のウェブページ利用方法の紹介ビデオ」が公開されているので、それを視聴しウェブアクセシビリティの重要性を再認識されたい。

3 ユーザビリティについて

ユーザビリティとは、ホームページの使いやすさ、使い勝手の良さを言うが、概要調査結果によると、コンテンツを有する82所属のうち、13所属が市民からの苦情や要望を聞いている。そのうち12所属は、目的の情報を見つけれないといった、ホームページの「分かりにくさ」についてのものであった。また、ホームページに課題があると回答した所属は23所属あったが、そのうち10所属は目的のコンテンツが探しにくい状況についてであった。

- 9 -

第4 監査委員の意見

1 市ホームページの果たすべき役割

総務省の「通信利用動向調査」によると、2018年のインターネット利用率は79.8%であり、都道府県別インターネット利用率では京都府は80.1%となっている。

8割の人がインターネットを利用する今日、市のホームページは市民をはじめ国の内外に情報発信するうえで、欠くことのできない媒体であると同時に、市民には市の情報を容易に入手することができる情報源となっている。このため、市政の透明性の確保に大きな役割を担っているものと考えられる。また、魅力発信の観点からすると、市のホームページは「市役所の顔」といった一面も有しているものと考えられる。

ICTの利活用が求められる昨今、ホームページの役割は今後ますます重要となるものと考えられることから、市民等の信頼を獲得しアクセス件数を増やしていく取組が必要である。

2 ウェブアクセシビリティについて

ウェブアクセシビリティとは、高齢者や障害のある人を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できることを意味する。情報を提供する側がウェブアクセシビリティに配慮して適切な対応をしていないと、高齢者や障害のある人が、ホームページ等から情報を取得できないという問題等が発生し、社会生活で不利益を被り、災害時等であれば、生命の危機に直面するおそれがある。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」平成25年法律第65号）が平成28年4月に施行され、ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは「社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備」と位置付けられ、事前的改善措置として計画的に推進することが求められており、地方公共団体等は、高齢者や障害のある人をはじめ、誰もが支障なくホームページ等を利用できるよう、ウェブアクセシビリティの向上に取り組む必要がある。また、産業標準化法（旧工業標準化法・昭和24年法律第185号）第69条には、国及び地方公共団体は基準や仕様を定めるときは、日本産業規格（JIS規格）を尊重しなければならないとされており、ホームページの仕様を定めるときには、このJIS規格を尊重しなければならない。

- 8 -

一般的にユーザビリティは、どれだけ少ないクリック数で目的の情報にたどり着けるか、いわゆる階層数が指標となっている場合が多いが、それはコンテンツが適切に分類されていることが前提であり、それが行われていないと、市民等は目的の情報を見つけることができない。

今回の閲覧調査では、前回の閲覧調査結果で述べたとおり、各コンテンツの分類が適切かどうかの検証は行っていないが、例えば、市ホームページのトップページには「市政情報」という大分類のコンテンツがあり、その中に「申請書等」という中分類のコンテンツがある。そこでは、様々な申請書類を入手することができるのであるが、その後の分類がされておらず、分野の異なる申請書類に関するコンテンツが混在していて探しにくい。また、このコンテンツには申請書類が網羅されているわけではないので、探しても目的の申請書類が見つかるとは限らないのである。

また、同じく「市政情報」の中には「パブリックコメント」という中分類のコンテンツがあるが、そこにはパブリックコメントの募集や実施結果だけでなく、会議録、国・府への要望やアンケートの集計結果等広義のパブリックコメントと類推されるコンテンツも存在している。「パブリックコメント」とは別に「アンケート」という中分類のコンテンツもあるが、そこにはコンテンツが全くないものである。

こうした状況を改善するためには、分類毎に掲載するコンテンツと掲載しないコンテンツを明確化し、市民に対しても表示する必要がある。また、ホームページの管理者は分類に適合しないコンテンツがないか定期的に点検することが望ましい。

また、コンテンツ制作者は、市ホームページの構成を十分理解したうえで、制作したコンテンツをどの分類に置くべきかを検討する必要がある。

今回の市ホームページのリニューアル事業においては、「市民等の立場から見て、分かりやすいかどうか」という視点に立って、コンテンツの分類が整理され、最大3階層に構成を変更するとともに「サブサイト」を設け、ユーザビリティの改善に取り組む予定とされているので、その取組に期待したい。

なお、閲覧調査において、申請等に関するコンテンツのなかに、申請書等がダウンロードできないものが見受けられた。申請書を手入するために、時間とコストをかけて、市民等がわざわざ市役所に向う必要がなくなるよう改善に努められたい。

- 10 -

(揭示済)

4 コンテンツの制作と管理について

市ホームページの目的は、市政情報等を市民等に周知することにある。そのためには、新鮮で正確な情報をわかりやすく発信し続けることが必要であり、ホームページのアクセス件数を増やすことが重要である。古い情報、誤った情報、わかりにくい情報の多いホームページでは市民等の期待と信頼を失い、アクセスされないホームページになってしまうおそれがある。

閲覧調査結果によると、コンテンツに誤字・脱字等が多数見受けられた。これはコンテンツ制作時の点検が不足していたものと考えられる。

また、終了したイベントや会議の開催案内、募集記事などの古いコンテンツも多数見受けられた。これは、コンテンツ制作時に適切な公開期間が設定されていなかったものと考えられる。

また、リンク切れ等の不具合も多数見受けられた。これは公開後の点検が不十分であったものと考えられる。

今回の閲覧調査は新しい元号となつてから4箇月後に実施したが、旧元号のままの様式が添付されている事例が多数見受けられた。また、機構改革があったにも関わらず、問合せ先や本文中に旧所属名が残っているコンテンツも多数見受けられた。これは、点検が不十分であるとともに、所属の管理するコンテンツの内容を職員が十分に把握できていないことを示しているものと考えられる。

これらの状況の再発を防ぐためには、今後のコンテンツの制作と管理に当たり、次の点に留意されたい。

- (1) コンテンツ制作者は、市民等にとって分かりやすい見出し、内容にすることを心がける。
- (2) コンテンツ制作者は、コンテンツの原稿段階で起案をし、複数の職員の点検を受けたうえで、決裁を受ける。また、起案には適切な公開期間と、どの分類に置くのかを必ず記載し、秘書広報課提供の「HP作成時のチェックリスト」を活用し、点検を行う。
- (3) 承認段階の点検においても、可能な限り複数で行う。
- (4) 所属のコンテンツを管理する担当者を定め、公開したコンテンツは、添付ファイルやリンク先のコンテンツも含め印刷し、1冊のファイルで管理をする。修正等の更新を行った場合は差替えを行い、常に最新の状態で管理する。
- (5) 管理ファイルにはコンテンツ毎に点検記録票を添付し、定期的に点検を行い、その内容を記載する。点検は複数で行うことが望ましい。

- 11 -

- (6) 所管の業務に進展や変更があれば、随時コンテンツを見直し更新する。
以上のことは、コンテンツの制作と管理についても、他の業務と同様にPDCAサイクルに従って着実に実行することを求めるものである。

5 その他要望事項

コンテンツは、多くの人が閲覧するものであり、誤字・脱字等はあってはならないことであるが、閲覧調査において、月数の表記が「6ヶ月」「1月」「6ヵ月」「6か月」と混在するコンテンツがあった。誤字・脱字ではないが、余りにも統一感がない。また、文体も丁寧語によるコンテンツが散見された。

コンテンツ制作の用字・用語、文体を定めることをはじめ、ホームページ全体の統一感のために、市ホームページの管理者は、コンテンツ制作に係る要領等を定めるとともに、審議会、計画、イベント、制度説明等、各所属に共通するコンテンツについては、掲載すべき項目や更新時期等の制作例を示すなどして、情報提供と統制に努められたい。

また、コンテンツの中には10年を超える期間の会議録を掲載しているものなどもあるが、文書の保存年限と価値がないか確認をされたい。原本が廃棄されているのに、データだけが公開されていることがないか検証が必要である。

6 まとめ

本市のホームページはリニューアル事業により、令和2年2月には新しいCMSが導入され装いを新たにし、ウェブアクセシビリティとユーザビリティも格段に向上する予定である。

このことは大きな期待を寄せるところではあるが、ホームページはコンテンツの集合体であって、個々のコンテンツが十分な検討が行われずに制作され、十分な点検が行われないと、そのクオリティはすぐに低下するのであって、コンテンツ制作に対する職員一人ひとりの意識と知識の向上こそが重要である。職員各位の不断の努力に期待する。

- 12 -

宇治市監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第11項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和2年2月21日

宇治市監査委員

森 真二

松岡 ゆかり

鳥居 進

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

第2 監査の対象

令和元年度議会事務局及び教育委員会の財務に関する事務の執行について

第3 監査の実施期間

令和元年11月1日から同年12月24日まで

第4 監査の概要

この監査は、議会事務局及び教育部教育総務課、源氏物語ミュージアム、歴史資料館、中央図書館、東宇治図書館、西宇治図書館における事務事業のうち、主として平成31年4月1日から令和元年9月30日までの財務に関する事務並びに学校管理課及び学校教育課(学校実地監査)を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。

第5 監査の結果

今回の監査は、次の項目について実施した。

教育使用料収入状況(教育総務課)

源氏物語ミュージアム使用料収入状況(源氏物語ミュージアム)

冊子等売却収入状況(歴史資料館)

図書弁償金収入状況(図書館3館)

複写機使用料収入状況(図書館3館)

政務活動費支出状況(議会事務局)

委託料支出状況(議会事務局、源氏物語ミュージアム、歴史資料館)

報償費支出状況(教育総務課)

図書館資料提供費支出状況(図書館3館)

備品管理状況

(議会事務局、教育総務課、源氏物語ミュージアム、歴史資料館、図書館3館)

学校実地監査

監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検し、また、事務処理マニュアルを作成し、不断の見直しに努めるなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められている。

今後は、監督者の主導の下、適宜職場会議を開催するなどして、職員一人ひとりが常に問題意識を持ち、それぞれの業務に創意工夫と改善を図る職場風土の醸成に努め、市民の信頼に応えるよう要望する。

記

1 議会事務局

(1) 政務活動費支出状況について

特になし。

(2) 委託料支出状況について

特になし。

(3) 備品管理状況について

特になし。

2 教育総務課

(1) 教育使用料収入状況について

特になし。

(2) 報償費支出状況について

特になし。

(3) 備品管理状況について

特になし。

3 源氏物語ミュージアム

(1) 源氏物語ミュージアム使用料収入状況について

特になし。

(2) 委託料支出状況について

特になし。

- (3) 備品管理状況について

特になし。

4 歴史資料館

- (1) 冊子等売却収入状況について

特になし。

なお、平成28年度の前回定期監査等において、調定の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

- (2) 委託料支出状況について

特になし。

- (3) 備品管理状況について

特になし。

5 図書館

- (1) 図書弁償金収入状況について

特になし。

なお、前回定期監査において、西宇治図書館に調定の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

- (2) 複写機使用料収入状況について

中央図書館において調定の遅れが見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

- (3) 図書館資料提供費支出状況について

東宇治図書館において支出負担行為の遅れが見受けられた。また、中央図書館において支出負担行為の重複が見受けられた。適正な事務の執行に努められたい。

なお、前回定期監査等において、西宇治図書館に支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。

6 学校管理課及び学校教育課

- (1) 学校実地監査について

岡屋小学校、東宇治幼稚園について、公印管理状況、備品管理状況、郵券等管理状況、危機管理対策を中心に、関係教職員からの説明を求めた。いずれも、調査対象に関して特に指摘する事項は見受けられなかった。

(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第2号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第33回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和2年2月25日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 令和2年3月5日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

- 付議事項
- 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
 - 2 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について
 - 3 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 4 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の承認について
 - 5 市民農園の整備及び運営に関する計画の変更決定について
 - 6 非農地証明願の承認について
 - 7 専決事項の報告
 - 8 その他

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第7号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和2年2月21日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和2年3月6日

宇治市長 山本 正

指定番号 第475号 ウエダ住機サービス

